

退職所得が支払われた場合に納入とは別に提出してください。									
退職所得に係る市民税・府民税の特別徴収税額納入内訳書									
(あて先)京田辺市長 年 月 日 提出	(特別 給与徴 収義務 者)	フリガナ				特別徴収義務者 指定番号			
		名称 (氏名)							
		所在地 (住所)	〒 ー			連絡先	所 属		
				担 当					
						電 話	() ー		
	納入月	年 月 分	納入年月日	年 月 日	報告人員	人	納入税額	円	
退職所得等の支払を受ける者の その年1月1日現在の住所・氏名	退職所得控除額の計算基礎となった 勤続期間及び勤続年数		退職手当等の 支払金額及び支払日		退職所得控除額	退職所得控除後の金額	徴収した 市民税・府民税額		
住所	自 至	年 月 日 年 月 日 勤続 年(1年未満切上げ)	円 日 年 月 日		円	円	市民税額	円	
							府民税額	円	
氏名	※特定役員	該当・非該当	他の退職手当等の支払が ある場合の計算内訳				合計税額	円	
住所	自 至	年 月 日 年 月 日 勤続 年(1年未満切上げ)	円 日 年 月 日		円	円	市民税額	円	
							府民税額	円	
氏名	※特定役員	該当・非該当	他の退職手当等の支払が ある場合の計算内訳				合計税額	円	
住所	自 至	年 月 日 年 月 日 勤続 年(1年未満切上げ)	円 日 年 月 日		円	円	市民税額	円	
							府民税額	円	
氏名	※特定役員	該当・非該当	他の退職手当等の支払が ある場合の計算内訳				合計税額	円	

※特定役員とは、法人税法上の役員、国会議員・地方議会議員、国家公務員・地方公務員のうち、勤続年数が5年以下の人をいいます。

退職所得金額の計算方法

退職所得金額＝(収入金額－退職所得控除額)×1／2(千円未満端数切捨て)

- ◎平成25年1月1日以降、勤続年数5年以下法人役員等(法人税法の役員、国会議員、地方議会委員、国家公務員・地方公務員)については、二分の一を乗じる措置を廃止しています。
- ◎令和4年1月1日以降、勤続年数5年以下法人役員等(法人税法の役員、国会議員、地方議会委員、国家公務員・地方公務員)以外について、退職所得控除額を控除した残額の300万円を超える部分の二分の一を乗じる措置を廃止しています。

退職所得控除額算出方法	
勤続年数20年以下	40万円×勤続年数
勤続年数20年超	800万円＋{70万円×(勤続年数－20年)}

※障がい者になったことに起因して退職した場合は、上記の金額＋100万円

※勤続年数に1年未満の端数がある場合は、切り上げて計算

市民税・府民税の計算方法 市民税 退職所得金額×6％(百円未満端数切捨て)

府民税 退職所得金額×4％(百円未満端数切捨て)